

原議保存期間	30年(令和34年3月31日まで)
有効期間	一種(令和34年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙企画発第33号
令和3年6月25日
警察庁長官官房長

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正等について（通達）

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和3年国家公安委員会規則第6号)等については、別添のとおり、本日公布・施行されたところであるが、これら改正・制定の趣旨、改正・制定された規則等の概要及び運用上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正・制定された規則等

- 1 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）
- 2 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和3年国家公安委員会告示第33号。以下「単管国家公安委員会告示」という。）
- 3 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和3年警察庁告示第1号。以下「警察庁告示」という。）
- 4 平成16年内閣府告示第5号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）（以下「内閣府告示」という。）
- 5 平成16年国家公安委員会告示第9号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）（以下「共管国家公安委員会告示」という。）

第2 改正・制定の趣旨

国家公安委員会等に対して行われる申請等や、これらが行う処分通知等のオンライン化に向けて、今後実現する場合に必要となる制度面の整備を図るものである。

第3 改正・制定された規則等の概要及び運用上の留意事項

1 規則

(1) 概要

ア 一定の場合には、

- 申請等を行った者を確認するための措置
- 申請等に係る署名等に代わる措置
- 処分通知を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置

について、電子署名を使用する方法に代えて、ID・パスワードを使用する方法等を認めることとした。(第4条第3項、第5条及び第8条第2項)

イ 自動車安全運転センターが、処分通知等に係る細目的な事項について定めることができることとした。(第7条、第8条及び第9条)

ウ 処分通知等に係る署名等に代わる措置を定めた。(第9条の2)

(2) 運用上の留意事項(自動車安全運転センターの処分通知等の取扱い)

自動車安全運転センターの処分通知等の取扱いについては、同センターが自ら細目的な事項を定めることとなるため、単管国家公安委員会告示及び警察庁告示の適用を受けるものではない。

2 単管国家公安委員会告示及び警察庁告示

(1) 概要

標記告示は、共に、規則の規定に基づくものであるところ、次の表のとおり、示されている事項に共通点が見られるが、単管国家公安委員会告示のみにおいて示されている事項もある。

	示されている事項	関係規定
ア	電子情報処理組織を使用して国家公安委員会又は警察庁長官(以下「国家公安委員会等」という。)に申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとした。	○ 単管国家公安委員会告示第1条
イ	申請等を書面等で行うときに、併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を、デジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならないこととした。	○ 単管国家公安委員会告示第2条 ○ 警察庁告示第1条
ウ	電子署名を使用する必要がない場合は、国家公安委員会等が指定する申請等ごとに、国家公安委員会等により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置として国家公安委員会等が指定する措置を講ずる場合とした。	○ 単管国家公安委員会告示第3条 ○ 警察庁告示第2条

エ	申請等を行った者を確認するための措置は、前記ウの措置とした。	○ 単管国家公安委員会告示第4条 ○ 警察庁告示第3条
オ	国家公安委員会等の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとした。	○ 単管国家公安委員会告示第5条
カ	電子情報処理組織を使用して国家公安委員会等の処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第1項に規定する方法によって国家公安委員会等に届け出るものとした。	○ 単管国家公安委員会告示第6条 ○ 警察庁告示第4条

(2) 運用上の留意事項

ア 前記(1)ア及びオの「正常に通信できる機能」

告示の内容よりも詳細な事項（電子計算機のOS、使用するブラウザ等）は、技術的進歩により短期間で変化することが想定されること、

- 国家公安委員会等の整備するシステムに対応していないOSやブラウザ

によるもの等、申請等をする者の意思や情報が伝わらないような形態で行われる電磁的記録の入力又は送受信については、「正常」な通信に該当しない。

イ 前記(1)イの「当該ファイルにその情報を記録した日時」の記録の態様

申請等を書面等で行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項が画像情報化された日時を、国家公安委員会等が確認できる態様であれば足りる。

ウ 前記(1)ウの措置の公示方法

申請等と適切な措置との対応関係を明らかにして、インターネットで公示すれば足りる。

エ 前記(1)カの届出の方法

例えば、

- オンラインシステム上に設けられた、処分通知等をオンラインで受ける旨のチェックボックスに、チェックを入れる方法
- オンラインシステムのデータ送信機能を用いて、処分通知等をオンラインで受けることに同意する旨のデータを送信する方法

等が想定される。

3 内閣府告示及び共管国家公安委員会告示

(1) 概要

標記告示は、共に、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成16年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下「共同命令」という。）の規定に基づくものであるところ、次の表のとおり、示されている事項に共通点が見られるが、単管国家公安委員会告示のみにおいて示されている事項もある。

	示されている事項	関係規定
ア	<p>オンライン化の対象となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係行政機関が所管する法令に基づく手続等 ○ 公益法人の設立又は監督に関する手続等 <p>は、それぞれ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公安委員会の所管に係る手続等 ○ 国家公安委員会の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する共管申請等に係る手続等 <p>とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府告示第1条 ○ 共管国家公安委員会告示第1条
イ	<p>申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府告示第2条 ○ 共管国家公安委員会告示第2条
ウ	<p>申請等を書面等で行うときに、併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を、デジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならないこととした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府告示第3条 ○ 共管国家公安委員会告示第3条
エ	<p>電子署名を使用する必要がない場合は、国家公安委員会等が指定する申請等を行う場合において、事前に入手した識別符号及び暗証符号を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信する措置とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府告示第4条
オ	<p>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府告示第5条 ○ 共管国家公安委員会告示第4条
カ	<p>電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを希望する旨は、共同命令第5条第1項の方法により届け出るものとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府告示第6条 ○ 共管国家公安委員会告示第5条

(2) 運用上の留意事項

ア 前記(1)アの「公益法人の設立又は監督に関する共管申請等に係る手続等」には、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（昭和55年総理府令第42号）及び国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和59年国家公安委員会規則第2号）に基づく手続等を含む。

イ 前記(1)イ及びオの「正常に通信できる機能」、前記(1)ウの「当該ファイルにその情報を記録した日時」の記録の態様及び前記(1)カの届出の方法に係る留意事項は、それぞれ、前記2(2)ア、イ及びエのものと同様である。

○国家公安委員会規則第六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項及び第四項並びに第七条第一項、第四項及び第五項の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十五日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(申請等の手続)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の規定により申請等を行う者は、<u>国家公安委員会又は警察庁長官が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。</u></p>	<p>(申請等の手続)</p> <p>第四条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 前二項の規定により申請等を行う者は、<u>当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。</u></p>

[4・5 略]

[4・5 同上]

(申請等に係る署名等に代わる措置)

第五条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第四項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会又は警察庁長官が定める措置とする。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国家公安委員会、警察庁長官又は自動車安全運転センター(以下「国家公安委員会等」という。)の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(処分通知等の手続)

第八条 国家公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を国家公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、国家公安委員会等は、国家公安委員会等が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(署名等に代わる措置)

第五条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第四項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(処分通知等の手続)

第八条 国家公安委員会又は警察庁長官は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、国家公安委員会又は警察庁長官は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第九条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の国家公安委員会等の定めるところにより行う届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第九条の二 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会等が定める措置とする。

(処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると国家公安委員会等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると国家公安委員会等が認める場合

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第九条 [同上]

- 一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の国家公安委員会又は警察庁長官の定めるところにより行う届出

[一条を加える。]

(処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十条 [同上]

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合

備考 表中「」の記載は注記である。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会告示第三十三号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第三条、第四条第二項及び第三項、第五条、第七条並びに第九条第二号の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づき電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和三年六月二十五日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示

（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準）

第一条 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通して接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(国家公安委員会に対する申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を入力する方法)

第二条 規則第四条第二項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(規則第四条第三項に規定する国家公安委員会が定める場合)

第三条 規則第四条第三項に規定する国家公安委員会が定める場合は、国家公安委員会が指定する申請等ごとに、国家公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ国家公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。

(申請等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会が定める措置)

第四条 規則第五条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会が定める措置は、前条に規定する措置とする。

(処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第五条 規則第七条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同条に規定する国家公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(国家公安委員会が行う処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けけることを希望する旨を届け出る方法)

第六条 規則第九条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けけることを希望する旨は、規則第四条第一項に規定する方法によって国家公安委員会に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○警察庁告示第一号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第四条第二項及び第三項、第五条並びに第九条第二号の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和三年六月二十五日

警察庁長官 松本 光弘

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示

（警察庁長官に対する申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を入力する方法）

第一条 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第二項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

（規則第四条第三項に規定する警察庁長官が定める場合）

第二条 規則第四条第三項に規定する警察庁長官が定める場合は、警察庁長官が指定する申請等ごとに、警察庁長官により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ警察庁長官が指定する措置を講ずる場合とする。

（申請等を行った者を確認するための措置として警察庁長官が定める措置）

第三条 規則第五条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として警察庁長官が定める措置は、前条に規定する措置とする。

（警察庁長官が行う処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けたいことを希望する旨を届け出る方法）

第四条 規則第九条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けたいことを希望する旨は、規則第四条第一項に規定する方法によって警察庁長官に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第七十九号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第三条、第四条、第五条第二項及び第三項ただし書、第八条並びに第十条第二号の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第五号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の全部を改正し、公布の日から施行する。

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

（関係行政機関が所管する法令に基づく手続等）

第一条 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は、国家公安委員会の所管に係るものとする。

（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準）

第二条 規則第四条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を入力する方法）

第三条 規則第五条第二項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

（申請等を行った者を確認するための措置）

第四条 規則第五条第三項ただし書に規定する申請等を行った者を確認するための措置は、国家公安委員会又は警察庁長官が指定する申請等を行う場合において、事前に入手した識別符号及び暗証符号を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信する措置とする。

（処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準）

第五条 規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けたいことを希望する旨を届け出る方法）

第六条 規則第十条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けたいことを希望する旨は、規則第五条第一項の方法により届け出るものとする。

○ 国家公安委員会告示第三十四号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第三条、第四条、第五条第二項、第八条及び第十条第二号の規定に基づき、平成十六年国家公安委員会告示第九号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の全部を改正し、公布の日から施行する。

令和三年六月二十五日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

（公益法人の設立又は監督に関する手続等）

第一条 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する公益法人の設立又は監督に関する手続等は、国家公安委員会の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する共管申請等に係るものとする。

（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準）

第二条 規則第四条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（申請等を書面等により行う時に併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を入力する方法）

第三条 規則第五条第二項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

（処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準）

第四条 規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けたい旨を届け出る方法）

第五条 規則第十条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けたい旨を希望する旨は、規則第五条第一項の方法により届け出るものとする。